

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。
法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成28年 5月18日に不適合管理会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 1 件

| NO. | 号機等 | 不適合件名 | グレード | 備考 |
|-----|-----|--|------|----|
| 1 | 2号機 | 補機冷却海水系原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器(A)貝殻除去装置の排水配管(SW-30)において、配管保温材より海水の滴下(にじみ程度)が認められたため、当該配管を点検・修理。なお、滴下箇所に受皿設置。 | GⅢ | |